

佐賀県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月九日から平成二十四年十二月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	佐賀市大和町大字川上字柏町二六五番一地从先から 佐賀市大和町大字東山田字四本松二〇四番三二地先まで 佐賀市大和町大字川上字柏町一六九番一地从先から 佐賀市大和町大字東山田字四本松七二〇九〇番一地从先まで	平成二四・一一・九
県道 鍋島停車場東山田線	佐賀市大和町大字東山田字五本松四〇〇九番一地从先から 佐賀市大和町大字東山田字三本松十五二八四七番一地从先まで	"
県道 松尾佐賀停車場線	佐賀市大和町大字久留間字横馬場三角二九二三番一地从先から 佐賀市大和町大字久留間字今山二本通二六一〇番一地从先まで	"